

東京都住宅供給公社小口・緊急修繕工事店制度要綱^(そ)

平成18年2月15日
公社要綱第1号

改正	平成18年10月31日	公社要綱第14号(い)	平成20年5月30日	公社要綱第3号(ろ)
	平成21年5月14日	公社要綱第21号(は)	平成22年1月9日	公社要綱第1号(に)
	平成23年1月10日	公社要綱第1号(ほ)	平成24年1月4日	公社要綱第3号(へ)
	平成25年1月11日	公社要綱第1号(と)	平成25年6月27日	公社要綱第20号(ち)
	平成26年3月14日	公社要綱第4号(り)	平成28年2月8日	公社要綱第1号(ぬ)
	平成29年7月1日	公社要綱第7号(る)	平成31年1月21日	公社要綱第1号(を)
令和2年	1月8日	公社要綱第1号(わ)	令和2年1月17日	公社要綱第23号(か)
令和3年	1月14日	公社要綱第1号(よ)	令和3年9月29日	公社要綱第36号(た)
令和4年	1月7日	公社要綱第1号(れ)	令和4年3月31日	公社要綱第10号(そ)
令和4年1月22日	公社要綱第35号(つ)	令和5年4月28日	公社要綱第8号(ね)	
令和5年1月26日	公社要綱第15号(な)			

(目的)

第1条 この要綱は、東京都住宅供給公社工事施行規程第4条に定める小口・緊急修繕等の施工について、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が、公社管理住宅等（附帯施設を含む。）で日常発生する小口修繕、緊急修繕、夜間及び休日等における修繕、あき家補修、樹木剪定等業務並びに廃棄物処理業務を迅速かつ的確に行うための制度を設置し、東京都住宅供給公社契約規程（平成元年公社規程第19号。以下「契約規程」という。）第8条に定める小口・緊急修繕工事店の業務、選定方法等について必要な事項を定め、公社管理住宅等の適切な維持管理と居住者への安全で安心な住生活の提供に資することを目的とする。^{(に) (へ) (と) (ぬ) (わ) (な)}

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 小口修繕 発注限度額150万円（消費税相当額を除く工事金額）未満の修繕工事をいう。^{(ろ) (わ) (な)}
- 二 小額の修繕 発注限度額250万円（消費税相当額を含む工事金額）未満の修繕工事をいう。^{(ろ) (わ) (な)}
- 三 あき家補修 居住者が退去した後の住宅等（店舗付住宅の店舗部分及び独立店舗を含む。）の原状回復及び更新等の調査及び工事をいう。^{(へ) (わ) (な)}
- 四 夜間及び休日等 夜間とは平日の午前0時から午前9時まで及び午後5時から午後12時まで、休日等とは土曜日、日曜日、国民の休日及び12月29日から1月3日までの間をいう。^{(わ) (な)}
- 五 緊急修繕 危険な事態、生活に相当な影響を与える事態が発生したときの応急的

な修繕工事をいう。 (と) (り) (わ) (な)

六 災害復旧等修繕 火災等の災害に罹災した住戸の機能を回復する工事、外壁等剥離・土砂崩れ等危険箇所の調査及び復旧等の修繕工事をいう。 (と) (り) (わ) (な)

七 樹木剪定等業務 単価契約により住宅敷地内における樹木剪定、枝下し、枯損木撤去及び草刈り並びに樹木資料の作成及び修正等の管理業務をいう。 (は) (と) (を) (わ) (な)

八 廃棄物処理業務 返還された住戸及び住宅敷地内等に家財などが残置されているもの(以下「残置物」という。)がある場合の分別、搬出及び処分等の業務をいう。

(と) (を) (わ) (な)

九 エリア 次の2エリアをいう。 (は) (と) (り) (わ) (な)

ア 区部エリア(23区、三鷹市、武蔵野市及び小金井市) (な)

イ 市部エリア(区部エリア以外の市町) (な)

(工事店の業務)

第3条 契約規程第8条第2項に規定する小口・緊急修繕工事店(以下「工事店」という。)の業務は、次のとおりとする。 (ろ) (い) (に) (な)

一 雨漏り、給排水管の漏水その他住宅等の小破損部分の小口修繕

二 断水、停電、壟の倒壊、倒木、火災等の事故発生時の緊急修繕並びに事故発生が予見される場合の点検及び工事等 (わ)

三 迅速性を要する小額の修繕

四 台風、地震時等の待機及び災害復旧等修繕に係る対応

五 居住者の安否確認における警察又は消防の立入りへの対応及び立入り後の復旧等の修繕 (わ) (な)

六 夜間及び休日等の緊急修繕対応 (は) (と) (わ) (よ)

七 あき家補修 (へ) (わ)

八 樹木剪定等業務 (ろ) (わ)

九 廃棄物処理業務 (と) (わ)

十 その他公社が協力を要請する業務 (と) (わ)

(工事店の種類)

第4条 工事店は、エリア工事店と共通工事店に区分する。 (ろ) (に) (わ) (な)

一 エリア工事店は、「建築・あき家」、「建築・あき家・土木」、「電気」及び「管」の4業種とする。 (ろ) (に) (へ) (と) (わ)

二 共通工事店は、「防水」、「造園」、「電気通信」、「建具」、「水処理装置」、「浴槽・風呂釜」、「消防施設」、「貯水槽・管渠等清掃」、「消臭・消毒・害虫駆除」、「遊具」、「ガス」及び「廃棄物処理」の12業種とする。 (ろ) (は) (ほ)

(へ) (と) (を) (わ) (ね) (な)

- 2 前項の規定にかかわらず、前年度の契約において契約した者が申込みを行う場合に限り、共通工事店の「土木（土木のみ）」の業種を認める。 (わ) (よ) (な)
- 3 エリア工事店と共に工事店は原則として兼ねることができない。ただし、エリア工事店が廃棄物処理業種に申込む場合、又は登録業種が不足する場合等公社が特に必要と認める場合については、この限りでない。 (な)
(エリア工事店)

第5条 エリア工事店は、1事業者につき、1エリア及び1業種の契約とし、契約したエリア以外の工事店業務を行うことができない。ただし、第10条第1項ただし書き又は第4項の要件を満たすときは、この限りでない。 (ろ) (に) (と) (り)

- 2 公社はエリア工事店が業務を行う窓口センター単位の担当地区を指定する。エリア工事店は、この担当地区における同一業種の工事店と協力し、夜間及び休日等における緊急修繕等に対応するための業務執行体制を整えておかなければならぬ。 (ろ) (わ)
- 3 エリア工事店の各事業者数は、毎年度、業務量等を勘案し、地域性を考慮の上、決定する。 (ろ) (よ)
(共通工事店)

第6条 共通工事店は、2エリア共通の契約とし、2エリアの業務を行うことができる。 (ろ) (と) (り)

- 2 共通工事店のうち、夜間、休日等に緊急修繕等を施工する業種については、時間外の業務執行体制を整えておかなければならぬ。
- 3 共通工事店の各事業者数は、毎年度、業務量等を勘案し、地域性を考慮の上、決定する。
(工事店の公募)

第7条 工事店は、公社が定める方法で公募する。ただし、特定の機器メーカー等特に必要と認められる場合には公募によらず工事店を指定することができる。 (と) (り) (な)

- 2 前項の公募で第5条第3項又は前条第3項の事業者数が確保できなかった業種については、追加の公募をすることができる。 (ぬ)

- 3 第1項ただし書きの規定により公募によらず指定できる事業者は、次の各号の一に該当する事業者とする。 (ぬ) (な)

- 一 特定の機器メーカー (に) (と) (な)
- 二 ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律その他法令により指定された事業者 (に) (よ) (な)
(工事店の申込資格)

第8条 工事店（廃棄物処理業種を除く。）の申込資格要件は、次のとおりとする。 (と)

(り) (ぬ)

一 工事店に申込みをする事業者は、原則として、申込みの時点で公社の競争入札参加資格者として申込業種に該当する競争入札参加資格登録をしていること。 (に) (と)

(り) (ぬ) (よ)

二 第4条第1項第1号の「建築・あき家・土木」の業種に申込む場合は、競争入札参加資格登録の建築業種及び土木業種の両方に競争入札参加資格登録をしていること。 (ぬ) (よ) (な)

三 「浴槽・風呂釜」の業種に申し込む場合は、中小企業等協同組合法に基づく協同組合等で官公需適格組合証明書を有していること。 (れ)

四 第1号の競争入札参加資格登録をしている本支店等が、東京都内に所在すること。ただし、第4条第1項第1号に定める業種のうち事業者数が不足する業種については、本支店等が東京都外に所在する事業者も申込むことができる。 (り) (ぬ) (わ) (よ)

(た) (れ) (な)

五 前号に定める本支店等において、官公庁(地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構を含む。)又は民間の集合住宅における申込業種に該当する修繕工事の実績があること。ただし、「造園」、「消防施設」、「消臭・消毒・害虫駆除」及び建築・あき家・土木業種の「土木」の業種については、集合住宅以外の修繕工事も実績とすることができますとする。

なお、実績に関する必要事項については、公募の都度定めるものとする。 (ほ) (へ)

(と) (ぬ) (を) (よ) (れ) (ね)

六 第4号に定める本支店等において、次の業務執行体制が整っていること。 (よ) (れ)

(ね)

ア 第4条第1項第1号及び第2号に規定する業種のうち、建設業の許可が必要な業種においては、建設業法における主任技術者又は監理技術者の資格を持つ施工責任者を有し、かつその者が実際に工事の監督を行うことができる。 (ろ) (と)

(ぬ) (な)

イ 常雇いの技能工等がいること。

ウ 公社が指定する担当地区において、公社が指定する業務執行体制(夜間及び休日等を含む。)が整っていること。 (わ) (よ)

七 エリア工事店については、公社に登録している有効期間内の経営事項審査の総合評定値(P)(以下「経審点」という。)の申込業種に該当するものが、申込みの時点で1,100点未満であること。 (に) (ぬ) (よ) (れ)

八 申込業種の工事を施工するにあたり、法令等により許可、資格又は届出等が義務付けられているものについては、当然にその許可等を有していること。 (へ) (と) (ぬ) (わ)

(れ)

九 その他公社が定める事項に適合すること。 (に) (ほ) (へ) (ぬ) (わ) (れ)

(工事店(廃棄物処理業種)の申込資格) (り) (ぬ)

第9条 工事店(廃棄物処理業種)（以下「廃棄物処理工事店」という。）の申込資格要件は、次のとおりとする。 (り) (ぬ)

一 工事店に申込みをする事業者は、原則として、申込みの時点で公社の競争入札参加資格者として、廃棄物処理業種に競争入札参加資格登録をしていること。 (り) (ぬ)

(よ)

二 前号の競争入札参加資格登録をしている本支店等が、東京都内に所在すること。

(り) (ぬ) (よ)

三 前号に定める本支店等において、次の業務執行体制が整っていること。 (り)

ア 現場担当者を有し、その者が実際に業務の監督を行うことができること。 (り)

イ 公社の営業時間中、公社との連絡体制が確保されていること。 (り)

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に規定されている一般廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物収集運搬業許可を取得していること。 (り)

五 産業廃棄物処分業許可（中間処理）を所持していない事業者は、産業廃棄物処分業許可（中間処理）を所持している事業者の推薦ができること。 (り) (な)

六 返還された住戸及び住宅敷地内等からの分別及び搬出ができること。 (り) (を)

七 その他公社が定める事項に適合すること。 (り)

(申込み)

第10条 エリア工事店は、1事業者につき、1エリア及び1業種の申込みに限る。ただし、登録業種が不足する場合等公社が特に必要と認める場合については、事業者の施工能力及び施工実績を勘案し申込みを認めることができる。 (ろ) (に) (と) (わ)

2 共通工事店は、1事業者につき、複数業種に申込むことができる。 (と)

3 エリア工事店が希望できるエリアは、第8条第4号に規定する本支店等が所在するエリアとする。第8条第4号ただし書きにより東京都外の事業者が申し込みを行う場合は、事業者の所在地に近いエリアとする。 (い) (ろ) (に) (と) (り) (ぬ) (わ) (ね)

4 エリア工事店は、次の各号のいずれにも該当するとき又は公社が協力を要請するときは、契約したエリア以外で工事店業務を行うことができる。 (ろ) (ほ) (ね)

一 区部エリア契約の工事店については府中及び小平窓口センターの管轄範囲内、市部エリア契約の工事店については目白及び新宿窓口センターの管轄範囲内のもの (ろ)

(ほ) (と)

二 第8条第6号アの施工責任者を2名以上有するもの (ろ) (ほ) (り) (ぬ) (ね)

三 夜間及び休日等の業務執行体制が整っているもの(ろ)(ほ)(わ)(よ)

四 施工能力及び施工実績により、契約したエリア以外の工事店業務が可能であると

公社が判断したもの(ろ)(ほ)(と)

(廃棄物処理工事店の申込み) (り)

第11条 廃棄物処理工事店は、1事業者につき、一般廃棄物収集運搬業許可を受けている自治体のうち、対応可能な自治体を1つ又は複数選択して申込みをすることができる。

(り)(ぬ)(よ)(な)

(申込みの制限)

第12条 次の各号の一に該当する事業者は、工事店への申込みができない。(と)(り)

一 東京都住宅供給公社暴力団排除措置要綱における入札等排除措置を受けている者

(と)(り)(わ)(な)

二 申込みの時点で履行中の工事店契約における業務の遂行が著しく不良であると認められる者(わ)(な)

三 過去1年間において、第19条により工事店契約を解除された者(と)(わ)(な)

四 その他理事長が特に不適当と認めた者(ほ)(と)(り)(わ)(な)

2 法人の代表者又は役員が、同一業種の他の法人の代表者又は役員を兼ねているときは、いずれかの事業者の申込みに限る。(り)(わ)(な)

3 申込み後において第1項に該当する事実又は前項に反する事実が明らかになったときは、当該申込みの受け付けを取り消す。(わ)(な)

(工事店の選定)

第13条 工事店の選定は、次のとおり行う。(と)(り)

一 公社は、工事店に申込みをした事業者(以下「申込者」という。)について第1次審査及び第2次審査を行い、採用予定者を選定する。(い)(に)(ぬ)

二 採用予定者の選定は、共通工事店は業種別に、エリア工事店は業種別及びエリア別に行う。(い)(ろ)

三 公社は、工事店業務の継続性及び安定性を確保するため、採用予定者についてあらかじめ定数を設ける。ただし、エリア工事店の定数については、エリアごとに定数を設けるものとする。(い)(ろ)

四 第1次審査は、第8条又は第9条に規定する申込資格を有する者の中から適格と認めた者を合格とする。(い)(は)(に)(と)(り)(ぬ)

五 第1次審査に合格した者のうち、前年度工事店であって第18条に規定する前年度の業務成績評定が一定基準以上である者は、採用予定者とする。(い)(は)(に)(と)(り)(ぬ)

(わ)

六 合格者数が定数と同数の場合、又は合格者数が定数に満たない場合は、第1次審

査の合格者を採用予定者とする。 (い) (は) (に)

七 前2号以外の申込者を対象に、工事店業務の実施体制及び施工能力等について第2次審査を行う。 (い) (は) (と) (ぬ) (わ)

八 第2次審査の合格者のうち、評価の高い者から順位付けを行い、上位の者から順に定数までを採用予定者とする。 (は) (ぬ) (わ)

九 採用予定者が辞退した場合は、順次繰り上げる。 (は) (と) (ぬ) (わ)

十 申込みから採用予定者を決定するまでの間に第19条第1号から第10号に該当することとなった申込者については、採用予定者から除外することができる。 (は) (わ) (な)

十一 申込みから採用予定者を決定するまでの間に第19条第11号に該当することとなった申込者については、採用予定者から除外する。 (～) (と) (り) (わ) (な)

(工事店契約)

第14条 工事店契約は、前条により選定された採用予定者のうち、公社が別に定める単価に同意した者と締結する。 (に) (と) (り) (ぬ) (よ) (つ)

2 契約期間は、1年間とする。ただし、第7条第2項による追加の公募で契約した工事店の契約期間は、当該年度の契約期間の残存期間とする。 (に) (ぬ)

3 採用予定者が、次の各号の一に該当する場合は、その制限期間中は契約を締結しない。ただし、第3号又は第4号に該当する者であっても、登録業種が不足する場合等、小口・緊急修繕の実施のために特に必要と認められる場合は、東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱第11条に定めるところより、契約の締結を認めるものとする。 (い) (に) (と) (ぬ) (わ) (よ) (な)

一 第12条第1項に定める申込みの制限に該当する事実又は同条第2項に反する事実が明らかになった者 (な)

二 公社職員に対する贈賄を理由として、東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である者又は当該期間満了後3年を経過しない者 (な)

三 前号に定める者を除くほか、東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である者 (な)

四 東京都において指名の制限（指名停止を含む。）、競争入札参加禁止又は排除措置期間中である者 (な)

4 前項により契約締結を制限されている者は、その制限期間が終了した場合は、公社に契約の締結を申し出ることができる。公社は、申し出があった場合は契約を締結する。 (な)

5 採用予定者が、第19条第1号から第10号に該当することとなった場合は、契約を締

結しないことができる。 (へ) (と) (り) (わ) (な)

6 採用予定者が、第19条第11号に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

(と) (り) (わ) (な)

7 第7条第1項ただし書きの規定に基づき、公募によらず工事店を指定する場合、前各項の規定によらず、契約を締結することができる。 (な)

(夜間及び休日等の待機及び出動) (よ)

第15条 工事店のうち、次に掲げる事業者は、当番制により夜間及び休日等の待機を行い、公社の指示により業務を行う。ただし、新規で契約した場合は一定期間経過後、施工能力及び施工体制等を鑑み、夜間及び休日等の対応が可能と公社が判断した時点からとする。 (と) (り) (わ) (よ)

一 第4条第1項第1号に規定するエリア工事店 (ろ) (か) (よ) (な)

二 第4条第1項第2号に規定する共通工事店のうち、電気通信及び消防施設業種 (と)
(わ) (か) (よ) (れ) (つ) (な)

三 その他災害等の発生に備えて公社が待機を指示する工事店 (わ)

2 前項に該当する工事店以外のすべての工事店は、公社の要請があった場合には夜間及び休日にかかわらず、可能な限りこれに協力し業務を行う。 (わ) (つ)

3 前2項に係る対価の支払いは、次のとおりとする。

一 第1項により待機する工事店に対して、待機に係る対価を支払う。 (ろ) (に) (ほ) (と) (わ)
(れ) (つ)

二 前号以外の工事店については、緊急修繕工事等を行うため、住宅等へ出向いた場合に、出動に係る対価を支払う。

三 前2号の待機及び出動に係る対価は、毎年度、別に定める。 (わ)

(工事等の発注)

第16条 工事等の発注は、次のとおり行う。 (と) (り)

一 小口修繕及び緊急修繕については、「修繕発注書」により発注する。ただし、緊急に施工を必要とする場合は口頭又は電話により指示するものとし、指示後速やかに発注書を交付する。 (ろ) (わ)

二 小額の修繕については、設計内容及び工事金額を確定した後、「工事発注書」により発注する。

三 災害復旧等修繕については、工事の概算金額を確定した後、「災害復旧等工事発注書」により発注する。

四 あき家補修については、「あき家補修工事指示書」により発注する。 (へ) (と) (わ)
(な)

五 樹木剪定等業務については、「工事指示書」により発注する。ただし、緊急に施

工を必要とする場合は、工事店に対し口頭又は電話により指示するものとし、指示後速やかに工事指示書を交付する。 (と) (ぬ) (わ) (よ)

六 前各号の工事の工期については、公社が指定する。 (ろ) (と) (わ)

2 前項の工事の発注については、工事店への発注機会の均等化と各工事店の技術力向上を図るため、各工事店の受注体制や個別事情等を定期的に把握し、その発注状況を適切に管理する。 (と) (わ) (よ)

3 第1項の工事の発注については、工事店が契約後に第14条第3項に定める契約制限に該当することとなった場合は、その制限期間中はこれを行わない。ただし、第7条第3項第1号及び第2号に該当する工事店で特に必要と認められる場合には発注することができる。 (ほ) (と) (わ) (な)

4 第14条第3項に定める契約制限に該当することとなった者であっても、登録業種が不足する場合等、小口・緊急修繕の実施のために特に必要と認められる場合は、東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱第11条の定めるところにより、発注を認めるものとする。 (な)

5 公社は、工事店からの申し出があったとき及び工事店が第19条各号の一に該当する可能性があり特に必要と認められるときは、発注を停止することができる。 (と) (り) (わ)
(な)

(検査の実施方法) (る)

第17条 東京都住宅供給公社検査事務規程(平成元年公社規程第20号) 第3条各号に定める指定検査員による検査は、工事関係書類及び現場又は写真での確認とする。 (ほ) (と)
(り) (る) (よ)

(工事店の業務成績)

第18条 公社は工事店の適正な選定及び指導育成に資することを目的に、別に定める工事店業務成績評定要領により工事店の業務の実施状況について評定を行う。ただし、特定の機器の修繕等の専門性の高い業務を行う一部の共通工事店については評定を行わないことができる。 (と) (り) (わ)

2 公社は、毎年、翌年度の工事店募集にあわせ、直近の1年間の業務成績を評定する。 (わ)

3 公社は、前号の業務成績評定の結果を各工事店に通知するほか、翌年度の工事店選定の審査において活用する。 (い) (ろ) (に) (わ) (な)

4 公社は、工事店の業務成績評定結果について説明を求められたときは、これに応じて説明することとし、説明を受けた工事店がその説明に不服がある場合には書面により苦情申し立てができることとする。 (わ)

(契約の解除)

第19条 公社は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても工事店契約を解除することができる。(に) (と) (り)

- 一 工事店の業務の遂行が、著しく不良であると認められるとき(正当な理由がなく工事の受注を拒んだ場合を含む。)、又は「改善命令書」による厳重注意を2回受けたとき。
- 二 工事店が、契約の解除を申し出たとき。(わ)
- 三 工事店が契約規程の第5条及び第6条の規定に該当するに至ったとき。(わ) (な)
- 四 工事店契約における申請内容又は届出内容に虚偽があるとき。(り) (わ)
- 五 工事店の役員又は従業員等が、贈賄の容疑により、逮捕又は起訴されたとき。(わ)
- 六 工事店が、第14条第3項第2号から第4号までに定める契約制限に該当することとなったときで、工事店の業務を継続することが相応しくないと認められるとき。
(へ) (と) (わ) (な)
- 七 工事店が、工事店の業務その他公社が発注する工事等を一括して下請負人に施工させたとき。(わ)
- 八 工事店が、建設業法その他の法令に違反していることが判明したとき。(わ)
- 九 工事店の代表者又は役員が、同一業種の他の工事店の代表者又は役員を兼ねていることが判明したとき。(わ)
- 十 前各号に定めるもののほか契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認めたとき。(ほ) (わ)
- 十一 公社暴力団等排除措置要綱の排除措置対象者に該当すること又は排除措置対象者を下請負人等としていたことが判明したとき。(り) (わ)

第20条 この要綱に定めのない事項については、契約規程、東京都住宅供給公社検査事務規程、緊急修繕処理要領(平成22年公社要領第1号)、災害復旧等修繕処理要領(平成26年公社要領第2号)及び工事店業務成績評定要領によるものとする。(い) (ほ) (と) (り)
(な)

附 則

- 1 この要綱は、平成18年2月16日から施行する。
- 2 空家補修工事店制度要綱(平成17年12月1日施行。17建営第357号)は、廃止する。
- 3 第1条、第2条第1項第3号、第3条第1項第六号、第14条第1項第四号及び第五号並びに第15条第3項の空家補修に係る規定については、平成18年5月1日から適用する。
- 4 第12条第2項の入札免除は、平成18年度以降の業務評定により、平成19年度から適用する。

附 則^(い)

この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

附 則^(ろ)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則^(は)

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

附 則^(に)

この要綱は、平成22年1月10日から施行する。

附 則^(ほ)

この要綱は、平成23年1月11日から施行する。

附 則^(へ)

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則^(と)

この要綱は、平成25年1月11日から施行する。

附 則^(ち)

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。

附 則^(り)

この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

附 則^(ぬ)

この要綱は、平成28年2月8日から施行する。

附 則^(る)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則^(を)

この要綱は、平成31年1月21日から施行し、改正後の小口・緊急修繕工事店制度要綱の規定は、平成31年1月9日から適用する。

附 則^(わ)

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。

附 則^(か)

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。

附 則^(よ)

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附 則^(た)

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則^(れ)

この要綱は、令和4年1月7日から施行する。

附 則(そ)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(つ)

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

附 則(ね)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(な)

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。